

第十回 参議院大蔵委員会會議録第三十五号

昭和二十六年五月十六日(水曜日)午後一時三十四分開会

本日の会議に付した事件

- 信用金庫法案(衆議院提出)
- 信用金庫法施行法案(衆議院提出)
- 重要輸入物資に対する国内金融問題に関する件

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。

信用金庫法案並びに信用金庫法施行法案についての質疑を開始いたします。

○松永義男君 先ず衆議院の法制局のかたにお尋ねいたしたいのですが、信用金庫は法人とするという点ですが、これは民法の法人ですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) これはこの法律によりまして特別にきめました法人でございます。

○松永義男君 そういたしますと、金庫に対する準用規定が相当あるのですけれども、一体これは営利を目的としておるのですか、そうでないのですか、どうですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点につきましては、大体実質におきましては普通の銀行なんかと同じに、いわゆる信用機関でございますので、公益的な目的を持つておりますが、同時に又営利の面が全然ないというようには言えないと思うのであります。

○松永義雄君 そこで第一条の協同組織によるという、その協同組織というのはどういう意味ですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) これは御承知の通り現在でも中小企業等協同組合法によります信用組合というのがございますが、これが大体協同組織によつておりますが、信用金庫は、現在ありますところの信用組合の中から、特別にこの条件に合致するものを信用金庫というようにことにいたしましたして法的措置を講ずる。そして制度的にそれを確立して行く、こういうことで信用金庫が生れたわけでございます。やはりその精神は受継いでおりますので、信用金庫におきましても會員組織になつておりますので、そういう會員相互の協同組織によつて信用金庫を設立するというようなことで、つまり精神的には協同組合法によりますところの信用組合の精神を受継いで来ておるということを一条で明らかにいたしましたわけでありまして、

○松永義雄君 協同という意味は、営利とはどういう関係になりますか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 協同組織と申しますと、お互いの會員なり組合員なりが、相互に自分らの利益なり、自分らの組織しようとしておる組合なりの目的を達するために相集まりまして、そして協同の力によつてそれを推進して行くということが協同ということであらうと思つておりますが、協同組織によりますからといって、営利とは全然離れまして、そういうことはやらないというふうには出て来ないと思つておりまして、協同組織によるからということで営利を

排除するといふ、こういう強い意味は持つていないと思ひます。

○松永義雄君 協同組合は曾つて物価統制令の問題でしばしば刑法上の問題になつて来て、協同組織は営利を目的としない、だから物価統制令の適用はないのだというふうなことで進んで来たと思ふのでありますが……

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 私が申し上げたのは少し言葉が足りないかも知れませんが、現在協同組合法につきましてもございまして、相互扶助の精神に基きまして協同して事業を行う、こういうことが根本精神であるといふことを申し上げたのでございまして、営利と申しますか、それが主たる目的ではない。又そういう営利に関しますことを全然排除しておるというほど強い意味はないというふうなことでございまして、まあ本質的に申上げれば相互扶助の精神に基きまして協同して事業を行うといふことが中心眼目であることは勿論でございます。

○松永義雄君 そうしますと、第一条の規定の信用金庫の性格は、主として営利を目的としたものではない、こういうことになりませんか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) さように一応考えております。

○松永義雄君 そこでこれはもう恐らく前に議論になつたと思うのでありますが、會員以外の者も預金をして、會員以外の者にも貸付をするという規定になつておりますね。

○松永義雄君 それからその持分に対しては決算期には配当してよろしいのですか、悪いのですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) それはいいことになっております。事業年度の末の資金の状況によりまして、持分の額に応じてきめることになつております。

○松永義雄君 そうしますとこの金庫は、内部的にも會員が金を借りて利息を払つて、そして金庫に剰余金を生ずるといふこともあり得るのですが、そのほかに會員外から預金をして、そしてこれを貸付けるということになると、その方法如何によつては非常に利益が挙るといふことも考えられるわけですね。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) そういう場合もあり得ると思つておりますが、併しながら建前は會員を大體中心とするこゝになつておりますので、御承知のこの五十三條、五十四條で金庫及び連合会の事業が書いてございまして、規定してございまして、會員以外の者に対しては一定の条件を加味してございまして、その預金とか定期積金を担保とした場合に限りということ、その点は制約してございまして。

○松永義雄君 この積立金を担保にするといふことは、會員以外の者は、會員のものを担保にする、こういう意味になるのですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) それは五十三條の第一項の第一号におき

まして「預金又は定期積金の受入」、こういうことになつておまして、會員と非會員とを問はず一応預金の受入れは自由にする。そして二号におきまして「資金の貸付」におきましては、會員以外の者に対するあれを制約いたしております。その貸付に關しては、その預金と申しますのはその會員外の者の預金、これに限定されることになつております。

○松永義雄君 今の説明でわかつたのですが、その預金というのは會員の預金でなくともよろしいということですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 一号で預金とか或いは定期積金の受入といふことは、會員の預金、或いは非會員の預金等の受入をするということ、で、広汎に受入事業は認めておるのでございまして。それから二号におきまして資金の貸付の場合については、原則といたしまして會員についての資金の貸付を建前といたしまして、括弧して書いてございまして、會員以外の者に對しましてはその會員以外の者が預け入れた預金とか或いは定期積金を担保とする限度においてのみ貸付をする。かようなことになつております。

○松永義雄君 そういたしますと、會員以外の者で預金がたぐさんになつて来れば、それによつて見返りにしてそして會員以外の者にも貸すといふことがある。こういうことに聞いておいてよろしいのですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 一

応法律上の建前はそういうことになつております。併しそれが会員、非会員の場合全体が、この信用金庫の運用の問題といたしまして考えました場合に適切であるかどうかと考へておられます。まあ大蔵省の側におきましては、非会員の預金が非常に多くなつた場合において、その限度においてむやみやたらに貸付けるといふことになりまると、会員のほうを圧迫することになりますので、そういう運用の面は指導の面においてしないように私は聞き及んでおります。

○松永義雄君 そうするとその量に対する制限の規定はこの法文にはないわけですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点につきましては実はいろいろ意見もございましたのですが、法律上は一応規定してございせん。

○説明員(飯田良一君) 大蔵省側から補足いたしますが、今問題になつておる規定は、昔から信用組合的には認められておる規定で、員外から預金を受入れる。併しそれは貸付けのほうは組合員にのみ限られる。員外者には貸出さんという原則であるのであります。が、ただその員外者である本人が、自分の預金を担保として貸付けを受けた。い。い。わ。ば。実。質。上。は。抵。展。し。と。い。え。る。も。の。で。あ。り。ま。す。が、た。だ。抵。展。し。と。い。う。の。は。資。金。が。出。て。し。ま。う。一。時。的。な。利。用。方。法。と。し。て。預。金。担。保。の。貸。出。し。を。認。め。る。こ。う。い。う。こ。と。に。な。つ。て。お。る。の。で。あ。り。ま。し。て、そ。の。面。か。ら。見。ま。す。と、そ。の。預。金。の。範。圍。と。い。う。と。こ。ろ。で。お。の。ず。か。ら。最。高。限。は。抑。え。ら。れ。る。わ。け。で。ご。ざ。い。ま。す。決。し。て。員。外。者。の。預。金。を。超。え。て、組。合。員

の預金にまで貸付けが及んで来るということとはあり得ないことになつております。

○大矢半次郎君 今のことについて念のため伺つておきますが、会員外の者に対する貸付けについては「会員以外の者に対する貸付けについては、その預金又は定期預金を担保とする場合に限る。」これは貸付けを受ける本人が預金しておる場合のみを指すと思うのであります。先ほどの説明によりまして、そうしてその範囲内であれば員外の者に資金を貸付けるといふような御説明であつたように思いますが、その点をはつきりして頂きたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点は私初めから本人のつもりで考へておりました。説明が多少足りなかつたかも知れせん。

○大矢半次郎君 もう一遍それではその点をはつきり説明して頂きたい。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 五十三条第一項第二号の資金の貸付けが会員以外の者に対して行われま書きの中に書いてございすように、会員以外の者の、その本人個人の預金又は定期預金を担保とする限度において行われる。かようなことになつております。

○松永義雄君 そうすると先ほどからのお話によると、会員の者の預金及び定期預金を担保とする貸付けというものができる、その量については制限がないということになると、この金庫の本質が変つて来るということ、これは予想し得るのです。そういうこと

を禁止するわけではないんですね。資金量の……。

○説明員(飯田良一君) 員外貸付けと申しますのは、先ほど来御説明があつたように、その本人の預金を担保とする貸付けでありまして、具体的な例を以て申上げますならば、ここに一万円の定期預金を持つておる員外者がおる場合に、一万円の範囲内において貸付けをなすわけでありまして、その意味において一万円を出るといふことはあり得ない。従ひまして、画然たる限度があるということになるわけでありま。

○松永義雄君 その程度の限度があるといふことはわかりますけれども、信用金庫がそういう方面に力を入れて、営利に走りはしないかということ、私は聞いておるのであります。

○説明員(飯田良一君) この制度が認められております趣旨は、これは金庫のみならず、一般の信用組合について同然なものであります。若し貸出すといふことをこれはとらない場合には、預金の払い戻しということ、解約

は、その金融機関の健全性を維持する上から、そういうふうなことに追込むよりも、むしろその預金を担保として必要のある場合に貸付けるといふ途を開いたに過ぎないのでありまして、そういう場合が非常に行われるということとは現実にはあり得ない現状でございます。新法、この法律におきましても同様と存じます。

○松永義雄君 両建といふことがよくあるわけですが、預金しておいて金を借りるということは幾らもある。つまりそうすることによつて営利のほうへ

この金庫が走つて行つて、その性格が變つて来やしないか。実質的に置きましてそれを禁止した規定がここにあるのかないのかといふことを聞いておるのです。

○説明員(飯田良一君) 先ほど申し上げましたように、長い間信用組合につきまして同じような業務を認めておるわけでありまして、両建と申しますのは、資金の貸付けを受けて、それをむしろ一部預金という形で更に受入れるという場合が起るのであります。信用組合的な意味で見てもありますが、むしろ定期預金なら定期預金がありまして、それを何らかの理由によつて資金化したいという場合に……、これは非常に不利になるわけでありまして、その代りに一部所要の資金を貸付けるといふ意味でありまして、営利の財源としての再建にはならないと存じております。

○松永義雄君 幾ら質問しても切りがないのですが、定期預金があつて、それを下げたほうが得なんでありまして、金を借りる場合がしばしばあるのではありません。そういうことはその程度にしておいて、結局そういうことが信用金庫をして営利に走らしめる途が開かれて行くといふことは否定できないと思ひます。法文上できないと思ひます。如何ですか、それを聞いておるのです。

○説明員(飯田良一君) 信用金庫、或いは一般的に申しまして信用組合が資金を成るべく多額に集めて、それを有利に運用するといふことは、金融機関として当然考えられることでありまして、その場合の有利といひますの

は、いわゆる営利目的による、株主が配当を多くもらふといふ意味の営利といふ意味ではないのでございまして、むしろその組合の本旨である預金者保護、或いは中小金融のために信用の基礎を築くといふ意味の、いわば当然伴つて来る意味……これを有利と先ほど三浦部長が言われておるのであります。出資者或いは株式会社の株主が配当を多く取るという意味の営利ではない、こういうふうな考へます。これを現わす意味の規定が法律の五十七条に現われておると思ひますが、廣く一般の協同組合的なものは、農業協同組合を含めまして、いわゆる出資配当に先立つて利用配当という制度が認められておる……。

○松永義雄君 そうしますとこの法文から見ると、会員内で金を預つたり金を貸しておるといふことは、持分を有しておる会員の利益になるということであつても、会員内の者に対しては利益になつて来ない。こういうふうな解釈していいですか。

○説明員(飯田良一君) 今途中で切れましたが、その五十七条にありますが利用配当と申しますのは、出資者に対する配当ではありませんが、仮に信用金庫、或いは一般の例として信用組合が非常に剰余金を生じたといふ場合に、それをどこに還元するかといひますと、出資者に対して配当をするのはむしろ二の次であつて、むしろ利用分金に應じて配当をする。その利用分金といふのは何かといひますと、会員、非会員を問わず、預金を預けた利用度、或いは貸出しを受けた利用度によつて還元する。これがこの協同組合的な一つの本質的な特徴であらうと

思っております。ですから仮に非常に剰余金がある場合には、会員のみに配当されるということではないのであつて、一般に均霑するといふふうに御理解願つて差支えないと存じております。

○松永義雄君 それでは飛びまして第五十八条の、金庫は銀行に譲り渡すことができる。こういうことが書いてありますが、ちよつと見ると金庫も銀行も似たところがあるといふふうな、殆んど似ておるといふ感じを受けますが、どうですか。

○説明員(飯田良一君) 五十八条に銀行への事業譲渡の規定がございます。これは従来信用協同組合においても考へられておりました制度でありまして、趣旨から申しまして、営利機関である銀行と非営利の出資組織による協同組合、或いは本法によります信用金庫といふものは、目的からいって画然たる差異があるのでございますが、五十八条の今の規定が従来からあります意味は、むしろ預金者保護の考へが非常に強いのでありまして、一般的には例がありませんが、万一割合に小規模である、かような機関が、特に庶民大衆の金を預る機関が破綻或いは破綻に近いような状態に立至つた場合に、それを救済する意味におきまして、他の金融機関、銀行或いは組合、それから他の信用金庫に譲渡いたしまして、預金者保護を図るということとは極めて必要なことであるわけでありまして、従来の組合にもその例をまみ見ておるのでありまして、それと同趣旨を以て五十八条が置いてあるといふふうに考えております。

○松永義雄君 これは私の意見であるのですけれども、商法の規定が非常にたくさん準用されているのでありまして、どうも信用金庫というものは協同組合の精神を離れて、何だか一般の営利的の株式会社といったような感じを持たれるのですか、ここは意見の相違でしようから……。こういうようなことは、若し協同組合組織を主眼とするといふなら、民法の法人の規定を準用するとか、或いはもつと法文にこれをはつきりして行くほうが、条文として妥当じゃないかという感じがするのです。如何でしよう。それに御意見……。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 商法の規定の準用につきましては、三十九条にいろいろ準用してございするが、これは大体この役員等の責任の問題につきまして準用してございまして、いわゆるこの金庫の運用その他の点につきまして普通の商法の規定を準用しておるのではないわけでございます。それから現在又中小企業等の協同組合法によりまして、先ほどの合併等の問題につきましては規定がございするもので、そういう協同組合で信用金庫におきます場合におきまして、やはり万が一の場合、今飯田課長から説明がありましたような点も考慮いたしまして、規定としては一応置くことにいたしましたのでございします。減多にそれが運用されるというようなことはまあないのではなからうか、特別の場合にのみそういう規定が働き得る余地を残して置いたほうがよくはなからうか、こういう意味でございします。

○松永義雄君 この「定款その他の書類の備付及び閲覧」ということですが、これは会員及び預金者の保護のためになると思うのですけれども、これも最近問題になつたようですけれども、一々の帳簿は見る権限というものも認められておるのですか、法文の上で。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 会員名簿等につきましては三十六条、それからその他の帳簿につきましては三十七条に規定がございします。それからなおこの機会に併せて附加しておきたいと思ひますが、先ほど松永さんからお話がございました点で、今の三十五條の金庫が理事と契約する場合に監事がやるとか、或いはそれから三十八條の二項等におきまして解任の請求につきましては理事の全員等についてやるといふような点等につきましては、役員等のいわゆる共同責任、こういう点はやはり強く押し出しておるわけでございます。そういう点は協同組合的な精神の流れを酌んでおるわけでありまして。

○松永義雄君 第三十七條に記載してある書類というものは、これはお座なりな書類なんです、これだけでは実質はよくわからないのが普通なんでおありまして、更に一歩進んで帳簿自体を調査する権限が与えられておらなければ、真に預金者、会員の利益を守れないと思ひますが、これに対する御意見。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点につきましては、これは見方によりましていろいろの御意見があり得るかと思ひますが、現在第三十七條において書いてございしますようなことは、この金庫運用の重要な書類でございしますので、あとでそれに伴います細かい附属書類等いろいろあると思ひますが、そういうことまで広汎に閲覧権等を与へますことは、却つて又トラブルを起すことになるかと考へます。大体主なものについて書いてあるわけでありまして、現在の中小企業等協同組合法等についても同様だと考へております。

○松永義雄君 理事の権限についてはどこに規定してあるのですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 理事につきましては先ほど挙げました三十九條のところで商法の規定を準用してございまして、例えば商法の二百五十四條の第二項等はその一例であると思ひます。

○松永義雄君 そうすると、今の答弁によつて、商法の規定によつて理事の権限を認め、取締役と同視しておる、そういうことですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) それは私先ほど申し上げましたように理事とか、監事等の役員につきましての責任につきましては、商法の規定等を準用いたしまして差支えなからうかと思つております。又それが適當であらうと思つておりますが、金庫自体の運用の問題は、いわゆる商事的なものではありませんが、いわゆる会社の事業経営その他におきます商法において規律しておきます、会社の実態の内容に對する取締り等についてはこの信用金庫法で行く、こういうことにこの建前はなつておるわけでありまして、責任の点につきましては、別に商法に規定してあります取締り役と会社との關係等の規定を理事と信用金庫の間に持つて来ても一向差支えなからうと思ひます。

○松永義雄君 そこで疑義を抱くのは、この金庫が営利的に走り回らないかという虞れがある。「公共性にかんがみ」或いは「協同組織による」という規定が第一條にあるなら、民法の理事に關する規定をなぜここに準用されなかつたか。こういう点なんです。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 只今の点につきましては、見かたによりましては確かに思つておりますが、御意見もあるかと思つておりますが、現在すでに中小企業等協同組合法によりまして民法の準用をいたしませんで、商法の準用をいたしておりますので、それは営利的といふような面を非常に強く取上げるというよりも、その準用してある規定の内容が、そういうものを準用することのほうが、内容的に見ても細かい点も規定してありますし、適當であらうといふことから準用してあると思つております。従いまして例えば商法の規定等におきまして二百五十四條の二項等でございますが、三十九條で準用いたしております点につきまして「會計上取締役ノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ」といふような規定がございしますが、こういう点は理事についても準用してある。こういうことになつております。

○松永義雄君 先ほど大蔵省の御説明で、従来の協同組合は会員内のもので、預金又は貸付を受けることができるが、会員外のものには金を貸してはならないといふことで、協同精神を徹底せしめるということにいたしておるということですが、それに照してこの信用金庫に關する法律は、会員外にも金を貸付ける。そこに利益勘定を生ずる。そうして商法の条文の準用その他

○説明員(飯田良一君) 預金金利につきましては現行法上の扱いは、銀行のみならず、預金の受入をなす金融機関の預金の金利は、すべて金利調整法に基

う中小金融というものが特別のコストがかかり、或る意味においてリスクが多いというような点を加味いたしました、或る程度の高目ということは当然

金利につきまして認可を受けることになつておりました、嚴重な監督をいたしておりますので、信用組合につきまして、一般的に申しましてそういうふう

られるのですが、こうして広汎な取扱いを許すようになっておるといふと相当これは危険性が出て来る。逆に法律の体裁の上にはちゃんとできておつて

けるのではなからうか、かように考えているのでございまして、御指摘の点はこの法律の如何ということではなくて、金融関係の取締当局である大蔵省

が、もう少しこの監督面について努力を払うべきであるという意味の御鞭撻というふうに残るの、ご意見として、その線に沿ひましてなお一層努める以外に万全の策はないというふうに考えております。

○松永義雄君 最後に一点なんです、大蔵省の監督というのは検察庁の監督とは違ふのです。悪いところを突つき出すという点でなく、御承知の通り協同組合の指導者教育ということが最近非常にやかましくなつております。監督々々というところは、消極的に悪い点を突くということではなくして、協同組合の指導者が終戦後修養が足りないためか、非常に過ちを犯している例があるのであります。そういう点を一つ積極的に心掛けて、協同組合の指導者に対して適当な指導をして頂きたいと思ひます。

○森八三三君 第一にお伺ひしたいのは、中小企業の特に疎通の円滑を図りますことは非常に大切な問題であつて、いろいろ施策をやつておりますが、特に金庫につきまして将来格別に政府としまして保護、助成、発達を講じて行かなければならぬと思ひますが、その場合に、御説明によりまして、この金庫は営利をも目的としてゐるというふうな御説明であつたのであります。ところが、農業協同組合等の例に見ましますと、特別に政府がこの制度の発達を図ります場合に、明確に営利をこの觀念のうちに包蔵しておらないというふうな規定をすることが妥当のように思ふのであります。その点に關しまして特に営利をこの觀念のうちに含めさせなければならぬという理由がどこにございますか、御意見を承わりたいと思ひます。

たいと思ひます。

○説明員(飯田良一君) 先ほど三浦部長並びに私のお答えのうちに、営利ということも否定はしないというふうに申上げたかと思ひますが、それが営利を目的とする機関であるかのごとくに御理解を願つた向きがあるかと思ひますが、決してそうではないのであります。この場合の営利と申上げましたのは、農業協同組合とか或いはそのほかの協同組合が物を売買したり何かして、そこに利益を生む、こういうような意味におきまして営利と申上げたので、その機関自身は営利を目的としてゐない。即ち非営利であるということ、協同組合を通じての通則と存じております。その通則はこの信用金庫に關しても全く同様になつておると存じております。

○森八三三君 只今のような御意見であるといふことは、むしろそういう意味をどこかに明確に規定するといふようなことが妥当のように思ふのであります。それに対する御意見を伺ひます。

○説明員(飯田良一君) 他の協同組合の法律等も全部対照して見なければ、はつきりとお答えはできないかと存じます。けれども、第一条に「協同組織による」という言葉が即ちそれに當るといふふうな存じております。

○森八三三君 五十三條の「預金又は定期積金の受入」という事業と、それから定款規定事項、第何条でありましたか、二十三條でありましたか、定款には地区を規定するといふ定款規定の必須事項とこの關連がどうなりますか、非組合員の場合には、地区外居住者でありまして五十三條の第一項一

号の事業は適用が受けられるか、員外者に対しては、非組合員については地区内の者でなければならぬという制限が考えられますが、その辺は如何ですか。

○説明員(飯田良一君) 定款記載事項におきまして地区といふのが掲げてあります。これは、金庫或いは一般的に信用協同組合その他もそうでありまして、人的な組織であり、一定の地域の居住者或いは關係者がその基礎となるという意味で、絶対必要条件であることは御指摘の通りであります。従ひましてその地区内の居住者、或いは事業所を有する者といふふうな關係者のみがその會員或いは組合員になれるということになつておるのでございます。併しなからそれはその組合の基礎を示すものではあります。事業の範圍を示すものではないのであります。員外者といふ意味で預金を預ける場合におきましては、必ずしもその地区内の關係者といふことにはなつて参りませんのであります。

○松永義雄君 もう一つ、甚だ済みませんけれども、五十四條の第二号に「會員に対する資金の貸付及び手形の割引」ということがあるのですが、この資金の貸付及び手形の割引といふのは、やはり担保を供与することですか。

○説明員(飯田良一君) 五十四條は信用金庫の連合会の事業を規定してございしますが、信用金庫連合会と申しますのは、御承知のように個々の信用金庫をメンバーとしての上に立つ中央機關といふふうな実質を備えるものであります。従ひましてここにあります會員といふのは、即ちこの信用金庫を指すのでございます。相手が金融機關で

ありますので、必ずしも担保の請求その他について法律的に規定する必要はないのであります。必要に応じて担保を取る場合もあり、或いは額の如何、その他の状況によりまして無担保といふ場合もあり得ることと存じております。

○松永義雄君 そうすると一般の信用金庫については手形の割引ということはないのですか。業務内容になつていないのですか。

○説明員(飯田良一君) 五十三條第三号におきまして「會員のために手形の割引」といふのがございます。

○松永義雄君 手形の割引は貸付とは違ふことは御承知の通りですが、この手形の割引に対しては担保があるので、無制限なのですか。

○説明員(飯田良一君) この規定も從來信用協同組合がやはりやつておつたものをそのまま取入れておるのでございまして、手形の性質によりまして担保もあり得ると思ひます。

○松永義雄君 從來やつておつたからいいというふうな御説明のように聞えるのですが、貸付については預金又は定期積金を担保とする場合に限りといふことが書いてあつて、手形の割引についてはそれが記載しておらないのですが、それはどういふわけですか。

○説明員(飯田良一君) 五十三條第三号は會員のために手形の割引となつておりますが……

○松永義雄君 貸付については、會員以外の者についてはその預金又は定期積金を担保とするといふことが規定してあつて、手形の割引についてはその法律の性質上担保を取らないという意味なんですか。それとも担保を取るべ

きであるけれども規定がないと、こういう意味ですか。

○説明員(飯田良一君) 五十三條の第二号にございます資金の貸付、これは二つに分れるわけでありまして、一つは會員のために資金の貸付け、これは第三号におきます會員のために手形の割引と同様に制限はありません。第二号はそれ以外の會員以外のものもあり得るわけでありまして、それに対しては担保内で以て「その預金又は定期積金を担保とする場合に限り」と縛つたわけでありまして、第三号の會員のために手形の割引と対立するわけでありまして、それからもう一つの事柄を申しますと、第二号については會員以外の者に対する貸付けがございしますが、第三号の割引に對しましては會員以外に対する手形の割引はないと、かようなのであります。

○松永義雄君 そうすると、會員に対する貸付並びに割引に對しては担保を取らないでもよろしいと、こういうことですか。

○説明員(飯田良一君) 法律上担保を取らなければならぬといふようにはなつておりません。場合にによりましては、信用確実と見た場合に無担保で貸すといふ場合もあり得ることと存じております。

○松永義雄君 それは持分を超えてでも貸付られる、割引がでけると、こういうことと存じますか。

○説明員(飯田良一君) さうでございます。

○大矢半次郎君 員外預金についてちよつと伺ひたいのですが、農業協同組合等においては員外預金には受入れに

制限がある。然るに中小企業等の協同組合には現在……、もとの市街地信用組合等にはあつたかに記憶しておりますが、あれをどうして制限を外したかというのと、それからその後現在のうちに無制限に受入れるというふうなふうになつてからの実際の状況はどういうふうになつておるか、将来はこゝままでやつていいのか、それともやはり或る一定の制限を設ける必要があるのかどうか。

○説明員(飯田良一君) 只今御指摘の員外預金の沿革でございますが、市街地信用組合の更に前身である産業組合時代におきましては、御承知のように員外預金というものは原則として扱えなかつたのでございますが、特に戦時中と記憶いたしますが、国民の零細な資金を極力吸収するという考え方があらたして、広くあらゆる金融機関の門戸をこれに開放するという見地から、市街地信用組合に員外預金を認めるといふことに相成つたのであります。その規定が受け継がれてきて、中小企業等協同組合に基く信用協同組合にも受け継がれて来ておるわけでありま。現在の状況でございますが、広く国民大衆に親しまれるいわゆる一種の貯蓄機関といたしまして、信用協同組合は非常な発展を遂げておるのであります。組合員の預金というものが中心にはなりますもの、特に都市におきましては一般大衆が広くこれを信用して預金を預けるという場合が非常に多くなつて参りましたので、最近におきましては、特に都市におきまして員外預金というものは極めて盛んになつて来ておるのでございます。それからそういうふうな現状で参つておりま

すが、今回の法律、特に施行法によりまして、信用協同組合が府県知事に監督権を委ねられるということになりました。昨におきましては、昨日も申し上げましたように非常に濫立或いは混乱を招くことになりまして、或いは一般預金者に迷惑をかける事態が生じはしないかということをお心配しておるということをお申し上げましたが、その非常な疑問が生じて参ると、かように思つております。

○大矢半次郎君 第五十七条の二項によりまして「剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。」この点からいいますと、預金に対する剰余金の配当は会員外にはしないようになつておる。こういうふうにして、この金庫の扱う預金のうち、会員の分と会員外の分についてはおのづから差等が起つて来る、こういう点を考えると、或いは員外預金が入つて来ないのではないかと、先ほどお話をいたしました通り、金利調整も普通銀行等との間の調整といふことを考えられていない。従つてこの金庫の預金は他の普通銀行の預金よりも幾分かレートが高いという関係で、相当都市方面の大規模の金庫に対しては員外預金が多くなつて来る、これも考えられるのであります。それは実際はどちらなんでしょう。

す。併しながら員外預金というのは、金利の如何を問わず、極めて信用組合に集まつておりますが、それは信用組合の特徴である、いわゆる国民大衆に親しみある金融機関という意味と、それから又特に集金によつて零細な資金を集めて、定期積立的な貯蓄預金に重きを置いておりますために、銀行と金利の差はないにもかかわらず、非常に貯蓄預金の集積を見ているというのが現状であらうと存じております。

○大矢半次郎君 もう一つ、資金運用の方面であります。第五十四条の二項の末段に「大蔵大臣の認可を受けて会員以外の者に対して貸付をすることが出来る。」とありますが、これはどういふ方面に対して認めるつもりなんですか。

○説明員(飯田良一君) 五十四条の第二項、御指摘の条文につきましては、「大蔵大臣の認可を受けて」とありますが、御推察願えると思つておりますが、先ず私どもは例外的に考えているのであります。この条文全体は、いわゆる中央機関である信用金庫連合会の余剰金運用の規定も併せて規定したつもりでありまして、或いは銀行に対する貸付、法律上そうなりますが、俗にいうコールローンというものを含ませるといふような考え方であります。いわゆる余剰金運用に当るといふに御理解願つて差支えないと思つております。

るのではなからうかと思われませんが、それが私の見そこないでありましようか、出てないようであります。これで、うまく運用できますか。

○説明員(飯田良一君) 従来の規定によりまして、余剰金運用を会員以外の特殊の機関に對しては、余剰金は左の方法で運用しなくちやいかんといふふうに列挙的に、即ち制限的に掲げているのが通例でございましたのであります。信用金庫につきましては、そういう形になつておりませんのであります。普通の一一般の法人の能力をいたしましてこれでは、従いましめて第二項におきましても貸付もできることになりまして、特に貸付といふものは信用事業に関するものでありまして、積極的に謳わなければならない、而も無条件ではないけれども、大蔵大臣の認可といふふうに特に規定を置いたのであります。従いましめて有価証券の保有といふことはここに現れておりませんが、当然であるという考え方でございます。

○大矢半次郎君 そういうふうに解釈できますでしょうか。事業として一々列挙して、有価証券の保有といふことが掲げてない、これは法人の性格上当然であるのだといふながら、その法人といふのは一体どういふことであるのですか。

○説明員(飯田良一君) 先ほど言葉が幾らか足りなかつたかと思つて、第五十四条の本文にありますが「左の業務及びこれに附随する業務」に「左の業務に當るといふこと」でございます。どの号に附随するものでございませうか。「左の業務及びこれに附随する」

といふものの、一号から四号までのものに附随するものでなければならぬと思つております。

○説明員(飯田良一君) 例えば有価証券の保有がどれに附随するかということになりますと、特に何号ということには申上げにくいと思つて、強いて各号のどれかといふことになりまして「預金の受入」といふのがございまして、当然それは預金の受入金の保管を伴うのでございまして、その有力な運用方法として二に掲げております「手形の割引」といふふうでございますが、それ以外に現金として持つて、或いは預け金として他の金融機関に預ける分、或いは有価証券として持つ、いろいろあるかと思つて、そういう意味で当然附随する業務といふふうになるというふうに解釈しております。

○小林政夫君 施行法の第三条第二項の二行目の終り、「又はこれに基く命令の規定に反するときは」と謳つてありますが、これに基く命令の規定といふこの内容が大体どういふことを予想しているのか。

○衆議院法制局参事(三浦義雄君) 施行法の第三条第二項の「これに基く命令の規定に反するときは」といふお尋ねだろうと思つて、本法のほうの八十六条にこの信用金庫法全体に關しますところの実施規定をきめ得ることになつておりますが、これによりまして届出、或いは業務報告書その他の書類の提出等に関しましていろいろの手續的なことを定めてありますが、そういう場合も引括めまして施行法の三条の二項では「命令の規定に反するときは」といふふうについているのでありま

す。

○小林政夫君 その内容がただ組織の問題ではないと思うのですが、大分この点について業界で危惧の念を持つているものがあるようですから、わかっている範囲において、これはむしろ大蔵省当局として予想されるところはないのですか。

○説明員(飯田良一君) 只今のお尋ねは、恐らく信用金庫法又はこれに基づく命令という、命令に信用金庫の免許の基準というふうなものを規定する予定ではなからうか、さうであるとするばそれについて発表をしてというお話だろと存じておりますが、ここにあります命令は、全く手続的な規定を指すものでございまして、その免許と申しますのが本法の八十六条、実施規定「大蔵大臣は、この法律による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出その他に關しこの法律を実施するため必要な手続を定めることができる。」ということ以外にはないでございまして、従いまして實質的には免許の方針的なものを織込む趣旨の命令ではございません。

○小林政夫君 ついでに余り重要な問題ではありませんが、金庫法の第八十四条、次の八十五条において非訟事件手続法の準用がなされておるのです、手続法の第百四十四条とダブる、強いていえば八十四条にある「遅滞なく、公告しなければならぬ」という点が違いますが、これはなくともいい条文ではないですか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点につきましては、現在中小企業等協同組合法におきまして準用いたしておりましたので、そのままこちらに移

しましたのでありまして、特別の意味はございませんから、従来通りに考えております。多少今御指摘になりましたような点等細かく申上げますれば違つとも害はないのじやないかと思ひます。

○黒田英雄君 地域を定めることになつてゐるんですが、この一つの地域といへば、大体小さいところだろうと思つております。市町村とかいふことだろうと思ひますが、同じ地域内に二つ以上の金庫の申請があれば許される方針ですかどうですか。

○説明員(飯田良一君) 同一地域、これも地域が果であるか或いは市町村であるかによつて、その同一地域というのが違つて参りますが、仮にそれを同一市町村というふうにしたとした場合、その地区内において複数の信用金庫が認められるかどうかというお尋ねだろと存するものであります。信用金庫は申上げるまでもなく金融機関でありますので、信用金庫が健全な経営ができるかどうかという見通しの下に認可をいたすのであります。従いましてその地区内における経済力その他を十分勘案いたしました上で、特に不当な競争が起るかどうかという点に十分に氣を付けて審査をいたしたいと思つております。大体の目安といたしまして、人口が十万以上くらいであります地域内におきましては二以上の信用金庫の健全なる存立も可能であると存じますし、又それ以下の場合でも状況によりましてはあります。か

ような工合にいたしまして、原則的に二つ或いは三つの信用金庫が同一基盤の上に立つて成り立つかどうかという

ことを十分審査いたしました上で免許を決定いたすのであります。従いまして場合によつては複数の場合もあり得るというふうに存じております。

○黒田英雄君 それは大きい府県を一つというふうなものに、或いは数県を一つにするということもあり得るのですか。

○説明員(飯田良一君) 信用金庫なるものは、一定の地区を基盤といたしまして、その地区内における住民或いは事業所を有する者の出資を受けて協同組織に基いて運営が行われるのであります。従いまして何と申しますか、卑近な意味における顔見知りというようかな者がそも／＼存立の根拠にならうかと考えておるのであります。ただ顔見知りと申ししても、必ずしも狭い意味ではないのであります。要するに人的な結合ということに妨たげない限度における地域が望ましいのであります。数府県ということは實質的にそういう要素を欠くのではなからうか、かように存じております。先ず以て一市或いは一郡という程度を以て普通の場合の根拠になるのではないかといたふうに思つております。但し場合によりましては地区の状況等によりまして、それを一市を中心として数郡に亘るものという程度でありまして、数府県に亘るというふうなことは考えられないと思つております。

○委員長(小串清一君) ちよつとお語りいたしますが、実は今日重要輸入物資に対する国内金融問題の御説明についてここに日本銀行から来ておられるのであります。この案はまだ当分研究するつもりですから、如何ですか、それを聞いて頂くわけには行きませんか。

か。わき／＼さつきから待つていられるので恐縮なんです。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) それではお願いいたします。

今日は誠に御苦勞様でございまして。若し御説明の都合によつて速記をとらないことにするといふほうがいいという場合でしたらおつしやつて頂きたい。いつでもそういたしますから。どうか機微に触れたことでもお話し下さるようお願いいたします。

○油井賢太郎君 日銀から五十嵐理事が見えられましたので、ちよつと五十嵐理事にお聞きしたいことがあるのであります。お許し願ひたいと思ひます。

最近の貿易状況を見ますと、大分昨年暮あたりから輸入に重点がおかれまして、一三の、いわゆる自由輸入輸入することができるといふふうになつてからの状況というものが、昨年より大分變つて参つております。それにつきましてユーザンス関係になるのであります。ユーザンス関係の期限といふのは、大体一三三月の決済が五月或いは六月、七月というふうになつて参るのであります。ところが御承知のように世界的の物価趨勢が、多少予期に反したと申しますか、一般に取り沙汰されていた方向と反対に、中だるみに行く方向に向つておるといふような関係からいたしまして、我が日本の国内におきましては輸入物資の引取り、或いはその決済といふことについてかなり各方面に問題を起すような状況になつております。例えばゴムであるとか油脂の原料であるとか、そういったような点につきましては殊にその問題が

大きいようなことになつておる次第であります。それについて日銀当局のお考えになつております。いわゆるユーザンス決済のあとと始末といふものを、金融面においてどういふふう処理されるかといふことが、国内経済界に大きな話題となつてゐるのであります。

が、専門の五十嵐理事からこの点について詳細な一つお話を我々承りまして、そのお話によりまして又更に我々疑問といたします点について多少質問さして頂きたい、かように思ひますのであります。更に又それに附加えまして、昨今インフレを阻止するためとかく金融面において操作をするといふことが、何か一番強いやりかたであるといふふうな工合に世間に取り沙汰されてゐるのであります。その金融面におけるところの引締め、或いは緩和といふことについては、日本銀行当局が中心となつてやつておられる。その将来のお見通しなり、或いは方策なりといふことも併せて一五十嵐理事さんから御説明を願へれば幸ひと思ひます。

○参考人(五十嵐虎雄君) それでは僭越でございまして御説明いたします。重要物資の輸入引取金融が昨今問題になつておりますが、これがいろ／＼問題になつております原因といひますか、これは三つほどあるのではないかと申します。その第一は、御承知の通り輸入量が非常に多いといひますか、オーバー・インポートといふ問題であります。これは御承知の通り昨年の上半期の輸入の許可額が二億ドルでありました。それから七一九の三カ月間が四億ドル、それから十一月間の三カ

月が四億ドル、次に今年の一月―三月の許可額が八億ドルと、一挙に倍額になりまして、その輸入物資がぼつ／＼内地に入ります。或いはドキュメントも附きまして、このユーザンスの期限もだん／＼参つて参りました。そのユーザンスの期限が参りますと、ユーザンスを決済するために円資金が必要である。その円資金の調達が昨今の金融情勢から非常にむずかしい。こういう問題が一つあるわけでありまして。

第二の点は、先ほど油井さんからお話がありました、内外の諸情勢からしまして輸入物資の値下りでございます。これは相当下がっているものもあるわけでありまして。その結果金融機関としてもなか／＼簡単に融資ができません、こういう面があるのであります。一例をとりますとゴムであります、一月下旬頃はポンド当り三百円、それが今日百七十円というような相場に下落しているわけでありまして。大体ゴムの輸入……まあ私も専門ではありませんが、承りますと、大体二百四、五十円で輸入しておつたという話であります。平均二百四、五十円で輸入しておりましたものが、現在百七十円に暴落しているわけでありまして、この金融はなか／＼むずかしい。それから先ほどお話の油脂原料の問題でありますけれども、大豆など非常にたくさん入つておりました、これも今年の一月あたりはトン六万三千円、現在五万九千円程度に下がっているわけでありまして、なか／＼この決済資金は銀行も警戒しておりますからむずかしいという問題があると思います。

第三は、これは甚だ言い過ぎかも知れませんが、輸入業者が戦前のように

一流の粒選りばかりじやないわけでありまして、非常に信用が区々であります。殊にゴム関係の輸入ディーラーという者は相当細かい者もありますが、こんな小さい者にこんなたくさんというような、自分の資力に対して比較にならないほど多額な扱いをしているというのであります、自然金融難、まあこういうことが考えられるのじやないかと思つております。大体輸入業者が輸入信用状の発行を為替銀行に願ひ出る場合におきましては、為替銀行はその輸入業者がメーカー、製造業者がメーカーに売り繋いでいなければ、相場の如何によつてはなか／＼危いわけでありまして、メーカーに売り繋いでおる契約書の写しなり何なりを徴して輸入信用状を発行するというわけでありまして。ところがこれは非常に特殊な例かも知れませんが、そのメーカーへの売り繋ぎの契約書が嘘であつたり、或は馴れ合いであつたという事例も聞きます。又こういうゴム、油脂のように値下がりをしますと、売り繋いでおりましたメーカーが引取らない。キャンセルするということも出て参ります。或は又為替銀行は、円資金の繰り上、ユーザンス決済資金の面倒を見る自信のない見通しの場合には、如何に業者が依頼しても、輸入信用状の発行を躊躇いたしますのが常道ではあります、業者のほうで、引取資金については何とか自力で調達して、銀行には面倒をかけないから、是非とも輸入信用状を発行してもらいたいと強く要望して参りますと、銀行のほうでもむげに断り切れずに、それで

は円資金の面倒は見ないという固い約束の下に信用状を発行する場合もあると思つておりますが、そういう輸入業者の中には初めから確信なくして輸入したものもありまして、昨今のこのような情勢になりますと、やはり円資金に困ることになるんじゃないかと思つております。

まあいろいろの錯綜した事情があるわけでありまして、非常に信用が乏しくて、為替銀行が相手にしないものは、日本銀行としても如何ともできないわけでありまして。

如何に日本銀行が金を出しても、日本銀行が直接業者に金を貸すわけではなく、為替銀行が金を貸すわけでありまして、信用薄弱の業者や、輸入物資の値下りで為替銀行が危険だと思つて貸さない者についてはこれは如何ともいたし方がないと思つて。勿論筋の通つたものについてはできるだけ、疏通の途を講じたいとは思つておられます。まあ思惑があるとかないとか、誰がよいとか悪いとか今更かれこれ言つても、問題はちよつとも進展しないわけでありまして、そういうことを申し上げておるわけではございませんけれども、要するに困難な事態がディーラーの信用程度ということと輸入物資の値下りということに基本的にあります関係上、相当むずかしいんじゃないか、併しながらこのゴムとか油脂とかいうものは、国民生活に非常に関係のある重要な物資でありますから、私どもとしてはできるだけはこの金融が疏通するようには心掛けるつもりであります。

次に金融政策の根本といたしましては、講和を前にして日本の経済界が成るべくた／＼しないでいきますことが、国際信用上最も必要ではないかと思つております、その限度ではできるだけのことはいたしたいと思つておるわけでありまして。併しながら又一面日本の経済でも、或いはアメリカの経済でも必ずしもインフレーションの懸念なしというわけに行かないのでありますから、その面からの心配もありますので、それ／＼の業界において、ユーザンス決済資金は全部面倒を見てもらえらるものというふうなお考えがあるとすれば、私もそれはなか／＼できたいんじゃないかと、こういうように考えておるわけでありまして。甚だ簡単でありますけれども、一応これで終らして頂きたいと思つております。

○油井賢太郎君 只今の御説明、誠に御尤もだと思つてありますけれども、二、三お伺ひしたいと思つて。為替銀行がメーカーに対して売りを繋ぎしてあるか否かという点のお話があつたようですが、大抵融資するときはLC発行の前に、恐らく正当の業者であればメーカーに売り繋ぎをしてあるものを以て対象としておるものと思つて。でありますから最近になつて若し物価の値下り等が生じて、銀行で以ていろいろ資金的の操作、或いは世間一般にいわれる粹というふうなことで、売り繋ぎしてある分までも、あとの分まで面倒を見てもらわないというふうなことになるかと、勢い濫売するとか、投げ売りするとかいうようなことが起きて、正常ルートの商品界への影響というものはそこから湧き起るといふようなことも考えられるのですが、そういう点についてやはり日銀御当局として、市中銀行を通じて

そういう方面の処理を、できるだけ面倒見て頂くほうがよろしいのではないかとおもうのですが、その間の事情はどうなつておりますか。

○参考人(五十嵐虎雄君) 金融は具体的にありますから、本当にお困りの場合は具体的なケースをお示し願ひまして、私どもの融資斡旋部で、できるだけの御斡旋はいたしたいと思つておりますが、融資斡旋でできないものは、これはいたしかたがないわけでありまして。

○油井賢太郎君 それで例えば鉄鋼関係等におきまして、設備資金のほうにどうしても力を入れておつたようなところがあつて、大きなところといえますと、日本鋼管とか或いは八幡製鉄あたりのああいう日本の代表的な工場でさえ、輸入業者から折角品物が入ることになつておつても、その分に対して輸入業者自体の信用で以て金融の面は操作しろというふうなことになる、輸入業者が非常に困難を感じておるというふうな点まである。そういうふうな状況になりますと、どうしても日銀のほうで金融操作というものをもう少し緩めるといふか、実情に応じてもう少し緩めるといふ手はないのですか。

○参考人(五十嵐虎雄君) 私ども非常に締めてばかりいるように世間から批評されておるのでありますが、これは実際の数字を少し申し上げますと、昭和二十四年でございまして……

○油井賢太郎君 若し速記録にとどめておかないほうがよろしければ、速記をとめるなり何なり……

○委員長(小串清一君) この程度ならいいでしょう。

○参考人(五十嵐虎雄君) 昭和二十四年度は、日本銀行は八百二十六億という民間に対する資金の供給をやつておるわけで、決して締めおるわけではないのであります。二十五年には五百十四億の追加資金を出しておるわけでありまして、それから二十六年度、四月から二十六年度の第一四半期であります。これは相当やはり私どもとしては、日本銀行から三百億くらいの追加信用を出さなければ、経済が円滑に循環しないのじないかというようない応の見込でやつておるわけでありまして、それから今政府におかれましては通貨発行審議会というものがあつて、先般開かれたときに、日本銀行の通貨の発行限度というものを三千九百億に据置きということになつたわけですが、これはもう少し四千億に引上げてほしいやないかという一部の説がありましたが、やはり内外の情勢から見て、インフレーションの潜在力があるから、三千九百億の限度に据置くことが妥当であるという通貨発行審議会の結論がそのまゝつたわけでありまして、その線に沿つて私どもは資金の供給をやらなければならぬ、その責任を負つておるわけであり、勿論三千九百億を絶対に超えてはいかぬというわけではありません。一カ月以上を続けて限度を超えていまして、御当局の許可を得るわけでございますけれども、要するに一応通貨発行審議会においてこういう枠を嵌められておるわけでありまして、その御趣旨に副うような運営は私どもやつて行かなければならぬわけですから、それでも前に申上げましたように第一四半期は三百億くらいの追加信用の供与は止むを得ないだらうというふうな考え方で運営いたしておるわけでありまして、それから昨今また、司令部からドツジ・ラインの経済九原則はまだ生きているのだということを日本側はリマインドされている有様です。それはやはりインフレーションというものをもう一度言われておるのです。そういう関係からしまして、印刷機械さえあれば幾らでも金を出す、こういうわけには行かんわけでありまして、その点御了承願ひます。

それから個々のケースにつきましては、金融は飽くまで具体的なものとして取扱うべきでありますから、本當にお困りのかたは日本銀行の融資窓口にいらつしやれば、筋の通つたものである限りこれは一々御親切にお世話申上げます。ただ今日は飽くまで自由経済でありますから、物価の如何によつて損することもあるれば得することもあります。これが商売の妙味でありまして、損をしたときだけ救済救済ということは私どもとしてはよくつと……、それは具体的には窓口で親切にお取扱ひいたしますけれども、金融政策の対象としては個々のケースは、それが大局に重大な影響を持つものである場合のほかに政策問題として取上げることはなかなかむずかしいのじやないかと考えておるわけでありまして、○油井賢太郎君 それで、又前に廻りますけれども、ユーザンが切れたあとをもう少し面倒見てやれば立ち直るであらうというふうな事業も相当あると思ふのです。それから又その輸入のコントラクトなんかも大分調整されていて、二カ月なり三カ月なり、こ

のところを面倒見れば相当の効果があらうというふうなものもあると思ふのです。それに対して現在やつていますスタンプ手形のいわゆる適用枠ですか、七品目というふうなことになると思いますが、承りますと三品目は最近において追加するというふうなことも言つておりますが、その間の経緯はどうですか。

○参考人(五十嵐虎雄君) 日銀の資金供給のルートといひますか、これは国内商業につきましては商業手形、それから国際貿易につきましては貿易手形、農業の肥料を買う金、そういうものは農業手形、それから製造工業の原料を仕入れます資金は工業手形、こういうそれらの手形制度で資金を出しておるわけでありまして、そのほかに特に緊急産業の運転資金或は重要な輸入物資の引取資金等につきましては、スタンプ手形を認めています。これは単名手形であつて、異例のものであります。便宜のものとあります。この輸入引取資金については、現在原綿、羊毛、原油、鉄鋼原料、原皮、それから脱脂綿の原料、麻の原料、これだけ認めておるわけでありまして、で昨今問題になつておりますのはゴムの輸入引取資金、それから油脂原料、大豆とかコブラ、落花生、亜麻仁とかそういうもの、それから燐鉱石です。この三品目の追加ということが商工御当局から、又それらの業界から陳情があるわけですから、このスタンプ手形は今朝の新聞にも出ておりましたが、總裁は西下の車中談で、スタンプ手形は整理する、品目は逐次狭めて行く、追加はしない、こういうことをおっしゃられております。それはこのスタンプ手形と申

しますのは、飽くまでも単名手形で、中央銀行としてとるべき本當の姿ではないわけでありまして、ほんの異例的な臨機の処置であります。併しながら日本経済の病氣のためにそういうものもやらざるを得ない。どこの中央銀行もこういうふうな形式の手形などやつていないわけでありまして、まあ日本の経済は病氣でありますから、止むを得ざる便宜の処置として設けたわけでありまして、止むを得ざる処置でありますから、日本の経済がだん／＼回復して、経済秩序もできて来ますれば、逐次その範囲を狭め、整理して行かなければならぬ本来の性質のものなのであります。これを一挙にやめるといふことは、日本の経済の現状からいふと、逐次狭めて行くその方向といひまして、鉄鉱の運搬資金のスタンプ手形と、紡績の加工賃資金のスタンプ手形は現在これを停止しております。これは紡績など漸次自己資金の蓄積が増加して参りましたので、そういうものをいつまでも便々と続けることはよくないといふことでやめております。それから爾スタンプ手形、これは期間八カ月でありましたが、本年から七カ月に一カ月短縮いたしました。たほかに従来金入値段の八五%を手形金額といたしてまいりましたものを、今年から金入諸掛を差引いた純額代金の八五%を手形金額とすることに改正しまして、逐次爾スタンプ手形の範囲も狭めて来ておるのであります。即ちスタンプ手形といふものは逐次範囲を狭めて、金融方式をだん／＼正常に戻して行く、一挙にはありません、日本の復興の段階に応じて逐次整理して行く、こういう方針でございますので、

更にここに新たに油脂とかゴムとかそういうものを追加するということは困難じやないかと思つております。併しながらスタンプ手形にしなければ金融がつつかないといふと私どもはそう簡単には行かないと思つております。油脂なりゴムなりの輸入引取資金が困難とすれば、これはやはり物価の値下り、国際的に高いときに買付けて、物が入つて来たときに暴落した、こういう物価関係、それからゴムとか或いは油脂は割合にデラーが小さいわけでありまして、小さいといひますのは、大小というわけではございません。小さくても信用があれば金融がつくわけでありまして、大小じやなくて信用の……、信用のないといふのは甚だどうも業者のかたがおられると抗議を受けるかも知れませんけれども、公平に見まして綿花のデラーとか羊毛のデラー、などに比べると、どうしても信用が薄いために金融がつつかないといふことではないかと思ひます。スタンプ手形にすれば自動的に札束がついて廻るような誤解が一部にあるようですが、スタンプ手形にしても信用のない業者は全然スタンプ手形を利用できないことは、一般の手形と同様であります。業界の陳情書にも、スタンプ手形では大手筋しか利用できないから、むしろユーザンズの期限延長のほうが望ましいとあるくらいです。ですから実質的に見れば、スタンプ手形にするしないにかかわらず、私どもは思つておるわけでありまして、或いは工業手形でも金融がつきます。或いは本當につかないなら、私どもも融資窓をいたします。そうして私どもの融資部が如何に努力してもつか

なければ、業者の信用が本当にないの  
でありますから、その業者のかたには  
諦めてもらふより仕方がないと思ひ  
ます。

○油井賢太郎君 今度のユーザンスの  
期限が切れたあとの問題は、最近騒が  
れておるのは、やはり国策的に輸入増  
進しなければならぬという、そうい  
う方針の下において輸入業者も相当張  
り切つていられる協力したわけなん  
ですね。たゞ／＼世界の情勢が多少変  
化して来たというために、日本におい  
ても金融関係のほうもそういう点で引  
締めて、国策に即した、而もルート  
のはつきりしたようなものにまで不安  
を与えるというとはどういふものか  
と我々思われる点と、もう一つは先ほ  
ど申し上げたように、ここでどうにか  
するとインフレを阻止しようとする  
のとは反対に、経済界に起きなくても  
いい混乱を惹起するといふような危険  
がありはしないかと思ふのです。これ  
は私は繊維関係のほうで昨年の二月、  
三月に織物消費税撤廃後に生じた：

、これも一つの国策上織物消費税と  
いふものを撤廃したのですが、それが  
非常な混乱を惹き起して、繊維界を目  
茶目茶にしたことがあるのですが、そ  
ういつたようなことを今度又ゴムの業  
界であるとか油脂の業界に起すといふ  
ことは、国策的にも余り芳ばしくない  
といふ点が第二。第三点は、そのため  
に折角日本で輸入するといふような品  
物がキャンセルされてしまつて、今後  
の輸入について、日本に対してはどう  
も危つかしくて仕方がないといふよう  
に国際的信用が低下する。そういう点  
から鑑みて、その対策は相当講じて頂

かなくちやならないと思ふのですが、  
その三点について、どうでしょう、も  
う少し一つ御考慮願えないものでし  
ょうか。

○参考人(五十嵐虎雄君) 第一点は、  
国策に協力して輸入したのだから、円  
資金の戻りで当然見なければいかん  
といふのが第一点でございますか。

○油井賢太郎君 そうです。  
○参考人(五十嵐虎雄君) これは今更  
是非の論をいたしますことは何です  
けれども、御質問でありますから、少  
し理屈めいて恐縮ですが、率直に申し  
上げます。輸入促進のため関係御当局が円  
資金の戻りで見るとおっしゃつたかど  
うか、これはわかりませんのですけ  
れども、自動承認制といふものは、飽  
くまでも業者の自由競争を尊重し、輸入  
希望者に外貨を許可してやるという制  
度でありまして、その裏として円資金  
を自動的に最後の決済までも見てやる  
という制度ではないわけなんです。若  
し業者のかたがたの誤解があるとす  
れば、その点に誤解があるのじやない  
かと思ふのです。それから国策に協力  
するといふ問題ですが、勿論これもあ  
つたと思ひますけれども、併し如何に  
策に協力せよといつても、若し物価が  
下がるという見込であつたら業者は絶  
對に輸入しません。自動承認制とい  
うものは、これだけの輸入をせよとい  
ふ命令ではない、業者の自由意思とい  
ふか、自由競争に任せて、輸入したい  
ものは輸入しなさいといふわけだす  
。だから相場が下落するといふ見込だ  
つたら、如何に国家が業者に輸入せよ  
といつても絶対しませんが、ですから  
国策に協力するといふことも、これは  
勿論あつたと思ひますけれども、やは  
り儲

かる見込だつたからこそ輸入したもの  
と思ひます。ですからそれはコンマ  
シヤル・ベシスと考へべきでし  
ょう。儲かると思つて輸入したもの  
が、たゞ／＼国際情勢の変化によつて  
損をした、その戻をコンマシヤル・ベ  
シスに立つ銀行が、更に日本銀行が自  
動的に見なければならぬといふことは  
、商売であるから儲かることもあれ  
ば損する時もある。それが商売の妙  
味であつて、儲かるときは黙つてお  
つて、損するときは救済せよと言われ  
ても……併し国の金融政策としては、  
そういう業界の打撃の程度がよほど大  
きく、経済界全体に悪影響を与えるよ  
うな虞れがあれば、これは中央銀行と  
して放つて置くわけに行きません。こ  
れは金融政策上国家として考えられ  
ばならぬ問題だと思ひます。ただ引取  
資金に困るからといふことで、輸入は  
政府が奨励したのだから自動的にユー  
ザンス金融をつけよといふような考  
えかたには、どうも賛成しかねます  
といふことなのでございます。又お困  
りの方に対して駁旋すると申します  
のは、具体的ケースとして、金融政策  
でなく、具体的個々のケースといひ  
まして、具体的にその会社のお話を聞  
きまして、御面倒を見たいと思ひ  
ます。それから第二点は……

○油井賢太郎君 無用の混乱を惹起す  
る……  
○参考人(五十嵐虎雄君) それは先ほ  
ど申し上げました通り講和を控えて経  
済界が無用の混乱を惹起することは、  
国際信用上からも、避けねばならぬ  
と思ひます。金融政策としても十分  
その点は留意しております。

外信用の問題。  
○参考人(五十嵐虎雄君) 要するに  
外信用は円の問題じやなく、外貨の  
問題です。外貨を払つて、その物が  
内地に入つて来てから二、三カ月経  
つてユーザンスの期限が来る。その  
円資金をどうするかといふのが我々  
の問題でございます。これに對して  
は替銀行がLCを發行してLCを發行  
した場合は、これは日本の為替銀行  
が必ず外貨を払いますから、そうい  
う信用を害することはないと思ひ  
ます。為替銀行がLC發行前の段階  
では、成談のできることも、破るこ  
ともありますが、これは交渉乃至折  
衝段階と見られますから、いろ／＼の  
ことがあります。要するに輸入  
業者のモラルに關係する問題でも  
あります。為替銀行としてはLCを  
發行した以上、LCの條件に従つて  
振出された手形を買取つた外国の  
銀行に對しては外貨を払わざるを得  
ないわけですから、これは銀行の  
当然信用問題ですから払うわけ  
であります。

○油井賢太郎君 その点はもう  
よつと附加して申し上げたいです。  
LCを發行したものはそれでいい  
のです。ただユーザンスの期限が  
来たので、どうしても払わなくては  
ならないのだから、もう少し待つて  
いけば相當價格の維持ができるの  
を、もう銀行から投げ売りでも何  
でもせられてしまつて、そうして  
次のまだLCを發行してないま  
いで、いわゆるコントラクトした  
まいで、それまでキャンセルする  
といふことがそのあとで出て来る  
のですね。  
○参考人(五十嵐虎雄君) そんな  
ことがありますね。

とを防止するのが、やはり国策的に  
必要だと思ふのですが、日銀の当局  
としてはその点をどんな工合にお考  
へになりますか。

○参考人(五十嵐虎雄君) LC發行  
前のことは、これは契約の交渉の  
段階でございます。それにはいろ／＼  
の問題が、キャンセルの問題もあ  
るし……併し日本の一流の商社  
なら、契約したものは破棄すること  
はないと思ひますけれども、それは  
モラルの問題ですから、私の領分  
のちよつと外になるものです  
から……

○油井賢太郎君 結論としましては、  
ここにやはり市中銀行で以て解決  
できないものは日本銀行の当局の  
かたがたへ話を持ち込んで行けば、  
それを検討されて、相當御考慮が  
願えるといふことに解釈してよろ  
しいと思ひますか。

○参考人(五十嵐虎雄君) 個々に具  
体的に、抽象論じやなくて個々の  
業者の機合なり信用の程度なり  
いろ／＼検討いたしまして、そう  
して駁旋すべきものは駁旋いた  
します。

○油井賢太郎君 では希望だけ  
ちよつと。その点はよく業者の  
状況も御検査なり御検討下さつ  
て、徒らに経済界に混乱を起さ  
ないよう御指導なりお願いいた  
しまして、一応私は終ります。  
有難うございました。

○木村福八郎君 ちよつと簡単に  
お伺ひしたいのですが、ユーザ  
ンスの期限が来るものですね、  
五月にどのくらいありますか。  
ちよつと金額がわかりましたら  
……

○参考人(五十嵐虎雄君) これは  
四月に四百四十六億、五月に  
五百六十三億、

六月に五百八十億、七月に六百三十九億、それはユーザンスの手形の期限が来る金額であります。その商品別の内訳はわかつておりませんが、四一六の枠ですとわかつておるわけでは、

○木村福八郎君 四一六ではどのくらいになりますか、商品別で。

○参考人(五十嵐虎雄君) 大体四一六ですと、ユーザンスの期限が来るものが全部で千六百億と見ているのです。四一六で、月別にいたしませんで、四月、六月の間に千六百億、そのうち食糧関係、これは政府輸入でありますから、市中金融の対象にならないものが二百億、市中金融の対象になるものが千四百億、こう見ております。この市中金融の対象になります千四百億のうち、御承知の通りユーザンスはこのドキュメントがついてから三カ月乃至四カ月でありますから、品物がついてから二カ月乃至三カ月の余裕があるわけなんです。ですからその期間はむしろメーカー金融をやっているようなもので、非常に甘いものなんです。本當の貿易の輸入金融じゃなくて、もう二カ月ぐらいいはメーカーの段階に入っている金融をユーザンスでやっているというところなんです。ですからその間にメーカーが物を作つて売つて、その代金でユーザンスを決済することもできるわけなんです。ですから従来の実績がいろいろありますと、製品の販売代金とか何とか、かとかで、自力で決済するものが半分からあるわけなんです。ですから千四百億という市中金融機関の対象になる額の半分、七百億は、本當に金融機関から金を借りなければユーザンスの期限が落ちない、こういうものと推定しておるわけなんです。その商法別の内訳

になりますと、七百億のうち、綿花が三百四十億、原毛は百五十億、それから原料炭が二十億、鉄鋼が二十億、生ゴムが三十億、石油が二十億、油脂が三十億、その他九十億、まあ大体これくらいを推定いたしておるわけでありまして、ユーザンスの期限が来るものはもつとたくさんあるわけですが、今のようないろ／＼工夫して、自己資金で決済しますものを差引きますと、そうなるわけでありまして。

ついでであります、今のユーザンスの決済が四一六で七百億、それに購置資金が、今季節的に六月から出ます。これは春購置だけで百六十億あるわけでありまして、それは四一六では七十億と見ています。五月下旬から始まつて七月に入りますから、全体では百六十億ですが、四一六では七十億、それからい／＼／＼公団が廃止になりました、今まで政府が見ておりました金融が市中銀行に移りますが、それが四一六では百億くらいになります。ですから四一六では資金需要が非常に多いわけでありまして、私も日本銀行から三百億程度の追加信用が出るのも止むを得なからう、こういう見通しになるわけでございますが……。

○木村福八郎君 四一六で三百億くらいというわけですか。日銀の追加信用ですが……。

○参考人(五十嵐虎雄君) ええ、これはまあ一応の推定ですが。

○木村福八郎君 そうしますと通貨発行高は三千九百億と抑えられておりますが、それを越えた場合は金利を払うわけですね。

○参考人(五十嵐虎雄君) はあ、発行税を……。

○木村福八郎君 発行税を……。そうしますと四千二百億くらい、そのくらい膨脹するという意味ですか。

○参考人(五十嵐虎雄君) いや、六月末は私も四百億台、大体四千五百五十億くらいのものであるのじゃないかと思ひます。場合によつたらそれよりも多くなるかも知れません。これは物価の動向如何でございます。それから私も、先ほど油井さんとおつしやいましたように、締め過ぎるとかおつしやいますけれども、これには生産の状況を御覧下さい。一昨日は通産委員会を角を矯めて牛を殺すような金融政策だと言つて叱られました、三月の生産のごときは戦後最高の鉱工業生産を挙げていますからね。だから日本銀行は……、生産を上げることが第一ですが……、この生産を阻害してまで引締めておるわけじゃ決してありません。

生産はむしろインフレになつたら拳がらんのですからね。それは或る人によれば、もつと締めてもいいという人さへあるくらいですけれども、まあそんなこともできませんでしょうが……、それからもう一つは私も物価を見ていて、日本の物価水準、国際物価水準を見てみると、まだ何といつても日本の物価水準は国際物価水準よりも高い。これは新聞にもよく出ておりますが、朝鮮半島以来アメリカは一六％、イギリスは一九％、日本は四三％平均して上つています。日本の物価の騰貴率のほうはずつと大きいわけなんです。それから日本の物価水準が国際物価水準よりも非常に高いものが多い。それから上つておる状況でありますから、私もまあ手前味噌かも知れませんが、引

締め過ぎておると思ひません。この程度のことではまあ講和まで行つたらいいのじゃないかとも思ふのですけれども、それはいろいろ／＼又木村さんにも御見解があらうとは思ひますが……。

○木村福八郎君 いや、その御意見は大体わかるのです。我々もインフレ要因はたくさんあると思うのですけれども、ただ問題は、具体的に聞きたいのですが、この七百億くらいが結局銀行で金融をつけないきやならない。このうちに日銀が大体三百億くらい面倒を見られるだらう。すると残る四百億です……。

○参考人(五十嵐虎雄君) いや、私はこの輸入引取資金の金融だけを見ているわけじゃないのです。いろ／＼……。

○木村福八郎君 全体としてですか。

○参考人(五十嵐虎雄君) 電源開発もありまして、造船もありまして、鋼資金もありまして、いろいろあります。又市中銀行も全部右から左へ言うて来るわけじゃありません。預金の増加も相当あります。これは多ければ一四半期に千億円以上も伸びることもありますし、いろ／＼のファクターがあるわけなんです。そのいろ／＼のファクターの総合の尻として、日本銀行に引掛つて来るのがそれくらいのものであらうというのでございますから……。

○木村福八郎君 そうしますと、これは日銀が追加信用をむやみに殖やすことは反対ですが、それは意見となりましてからあとの問題にして……。併しこれでユーザンスの尻が拭えないということになりますと、この数字を見ます

と相当私は大きな問題が起ると思ひます。相当重大な問題だと思ふのですが……。そこで若しかさういう今お話を聞いたような程度ですと、この金融がつかないで相当な重大な結果が私は現れると思ふのですが、その点はどういうお見込ですか。何とかデイスターバンスを起さないでやつて行けると、さういうふうに見通されておるのですか。

○参考人(五十嵐虎雄君) 勿論さういう見込でなければ我々の計画ができませんですから……。

○木村福八郎君 大体やつて行けるのですか。

○参考人(五十嵐虎雄君) これは例えば油脂でもゴムでもスタンプ手形に載つてもらいたいという陳情が非常にあります。スタンプ手形に載つても金融がつかないものはつかない、つくものはスタンプ手形に載つてなくてもつくわけなんです。これは同じことだと思ふのです。

○木村福八郎君 七月以降、六月は仮に相当問題があるとしても、今お話のような形でユーザンスの決済がつくとして、七月以後はどうなんですか。

○参考人(五十嵐虎雄君) それはわかりませんが、ひどいことにはならんと存じます。

○木村福八郎君 やはり相当問題が残ると思ふのですが、七月は三十九億……。

○参考人(五十嵐虎雄君) それは併し……。例えばですね、銀行がLCを発行して輸入さしておるわけでしょう。だからユーザンスの期限が切れますれば、銀行として日銀に金を入れないければいかんわけですから、為替銀行は必

ず日銀に金を入れます。その金を業者から取るか取らんかが決済の問題です。銀行としてはとにかく業者から金が入らうが入るまいと、日銀にそのユーザンスの決済の手形の金を入れないければならない。それで業者から入らなければ立替払いということになる。業者はその後借りに困る。銀行に金を入れないければ今後借りに困る。これが一番痛いでしょう。又銀行が無理に取立を強行すれば、損をしても、ゴムならゴムを売らなければならぬ。これは要するに銀行側の情勢判断の如何、或は業者の信用如何という問題にもかかるのですが、銀行もそこまでやれば損をしますから、為替銀行としましてどういう態度に出ますか……。

○木村福八郎君 最後にもう一つ聞いておきたいのですが、とにかくこういうことは大分前からわかつておつたのですね、こういうことになることはすでにわかつておつたのです。随分前から騒がれておつたのです。この事態は今後の問題として、こういう金融の仕方、ユーザンスの問題を日銀ではどういうお考えですか、ユーザンスの問題についてですね。

○参考人(五十嵐虎雄君) 私どももこれはもう去年の暮……、前から為替銀行に対してメーカーに売り繋いでいないような輸入業者にLCを発行することは慎んでもらいたいということとしては警告しておるわけなんです。私どもは銀行が相手ですから……。少くとも私も日銀に関する限りは為替銀行に対してはインポーターで思惑輸入をする者に対してLCを発行してもらつては困る。インポーターは必ずメーカーに売り繋いでもらう。それに対して

LCを発行してもらわなければ困るという態度で来ているわけですが、これは真偽のほどはわかりませんが、神戸あたりのゴムの半分くらいは売り繋いでいない。売繋いでいけば儲けは少いわけですね。自分の思惑でやれば、上れば儲かるかも知れませんが、下がれば損をする。それは初めからわかり切つたことです。国策に協力するということは、おつしやればおつしやれるかも知れませんが……。

○木村福八郎君 このユーザンスは一つの銀行に相当集中しておるのじやないですか。

○参考人(五十嵐虎雄君) 相当集中しております。

○木村福八郎君 聞くところによると、関西あたりのメーカーのほうで手形を切らない、手形を出さないというような問題が起きているのですが、手形を出さないという、あれは二、三日前に出すのですか、そういう問題が起きておるよりに聞いていますが……。

○参考人(五十嵐虎雄君) メーカーがインポーターから引き取れないということですか。それは買予約しておかないで引き取らないということは我々の関知したことじやない、それはメーカーのモラルの問題ですから……。商業道德の問題で……。

思いますのでお聞きしているのですが……。

○参考人(五十嵐虎雄君) 例えばゴムの場合に六万五千トンの輸入計画があるでしょう。二十六年度の、それに現在もう四万トンもあるという、六月までに四万九千トンですか、輸入見込があるという。ゴムは一月五千トンか六千トンあればいいのでしよう、内需では……。それにしても今年の上期だけで五万九千トンかそれくらい入るのですから……。けれどもそれを業者として手持ちしなきゃならぬのです。それから大変だろうと思うのです。

それが大変だろうと思うのです。それから紡績なんかですと、メーカーが力がありますからね、皆引取りますけれども、ゴムはやはり当座買いにばちばち原料を買つては加工するのが神戸あたりには相当たくさんありますから、やはりインポーターの手持ちになるのが多くなると思う。併しできるだけ金融のつくものは斡旋して行かなければならないと思います。併しこれは根本に……。これ又議論になりますけれども、本当にそんなに緊急なら政府が予算に計上して……。アメリカでは、御承知の通り朝鮮事変前は戦略物資の備蓄目標が四十億ドル、それが朝鮮事変が始まると、ばつと八十八億ドル、二倍に引上げられ、最近では九十七億ドルとされ、それで買つておりますところ。日本ではそうではなくして業者におつかふせておるわけですね。おつかふせておるかどうかわかりませんが、まあ商業ベースでやる。そこに根本の問題がある。又業者も国策に協力したといながら、儲け仕事でやつておる面もありますから。今いい、悪いの問題を議論しても始まらないのです

が、それは振返ればいろ／＼あると思いますが、我々は金融政策の大本としては、今の政策で続けて行きて、それで困るかは個々に具体的に御面倒を見ましよう、こういうことなんです。

○油井賢太郎君 たつた一点だけ追加して聞きたいのですが、日本銀行でいろいろ総裁談や何かで御発表になるときに、大抵滞貨融資は絶対しないということを繰返し繰返し発表されるのですが、併し滞貨融資でもいろ／＼内容はあると思うのですが、例えばランニング・ストックとか、或いは物価が急

に上騰して三割、五割と上つた場合においては相当値えて来る。そういう場合もやはり同じように滞貨融資で片付けられてはちよつと困ると思うのですか、その点は十分に考慮されておりますか。

○参考人(五十嵐虎雄君) ランニング・ストックとして、メーカーが一月も二月も手持ちのストックを持つのは当然ですから、思惑的な滞貨のことを言つておるわけです。

○油井賢太郎君 それは物価の変動に従つて自動的に変動して行くのは仕方がないと思いますが……。

○参考人(五十嵐虎雄君) 金額の変動は仕方がないと思います。

○委員長(小串清一君) それでは大体この辺でよろしくございますか。五十嵐さん御苦勞様でございました。

それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時四十四分散会  
出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君

| 理事       |        | 委員       |        |
|----------|--------|----------|--------|
| 大矢半次郎君   | 杉山 昌作君 | 木内 四郎君   | 愛知 揆一君 |
| 岡崎 眞一君   | 黒田 英雄君 | 吉田 法晴君   | 松永 義雄君 |
| 小宮山常吉君   | 小林 政夫君 | 高橋龍太郎君   | 油井賢太郎君 |
| 森 八三三君   | 木村福八郎君 | 事務局側     |        |
| 常任委員会専門員 | 木村常次郎君 | 常任委員会専門員 | 小田 正義君 |
| 参事(第一部長) | 三浦 義男君 | 参事(第二部長) |        |
| 説明員      | 大蔵省銀行局 | 特殊金融課長   | 飯田 良一君 |
| 参考人      | 日本銀行理事 | 五十嵐虎雄君   |        |

五月十五日日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は三月三十一日)

一、信用金庫法案  
一、信用金庫法施行法案  
五月十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案  
一、租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案  
租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「設ける。」を「設け、並びに資産再評価法の特例を設ける。」に改める。

第十一条の次に次の四条を加える。

第十二条 資産再評価法第三条に規定する基準日（以下基準日という。）において個人の有する漁業権、入漁権又は漁業権を目的とする貸借権若しくは使用貸借による借主の権利が漁業法施行法第一条の規定により消滅した場合においては、これらの権利を資産再評価法第八条第二項に規定する資産とみなし、これらの権利の消滅を当該資産の譲渡とみなして同法の規定を適用する。

前項に規定する資産について資産再評価法第八条第二項の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額は、同法の規定にかかわらず、前項に規定する個人が漁業法施行法第九条の規定により交付を受けるべき補償金の額とする。

第十三条 基準日において法人の有する漁業権、入漁権又は漁業権を目的とする貸借権若しくは使用貸借による借主の権利については、当該法人は、これらの資産について、基準日に帳簿価額があるか否とにかかわらず、又、資産再評価

法第六条第一項の規定による再評価を行ったか否とにかかわらず、同法第十三条の二第一項の規定による再評価を行うことができるものとする。

前項に規定する資産について法人が資産再評価法第十三条の二第二項の規定により行う再評価の再評価額の限度額は、同法の規定にかかわらず、当該法人が漁業法施行法第九条の規定により交付を受けるべき補償金の額とする。

第一項に規定する資産のうち基準日に帳簿価額がないもの（資産再評価法第七条各号に掲げる資産を除く。）について法人が同法第十三条の二第二項の規定により行つた再評価の再評価額は、同法第四十条第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

第一項に規定する資産について資産再評価法第十三条の二第二項の規定により再評価を行つた法人が、漁業法施行法第十六条に規定する漁業権証券をもつて同法第九条の規定による補償金の交付を受けた場合においては、当該漁業権証券に附すべき帳簿価額は、当該資産の再評価額に当該漁業権証券の額面金額のその交付を受けた漁業権証券の額面金額の合計額に対する割合を乗じて算出した金額による。

前項の場合において、法人が当該資産について再評価日以後減価償却を行つたとき、又は当該補償金として漁業権証券と金銭との交付を受けたときにおいては、同項

の帳簿価額の基礎となるべき金額は、同項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額からそれぞれ当該資産の減価償却額に相当する額又は当該金銭の額を控除した額による。

第十四条 基準日において個人の有する土地、土地の上に存する権利、立木、家屋又は土地の上に存するその他の物件（以下土地等という。）が河川法、土地収用法、都市計画法、道路法、不良住宅地区改良法、水防法、土地改良法又は命令で指定するその他の法令（以下土地収用法等という。）の規定に基づき収用された場合においては、当該土地等につき資産再評価法第八条第二項又は第九条第一項の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額は、同法の規定にかかわらず、当該土地等の収用に因り交付を受けるべき補償金の額（当該収用を受けた資産が所得税法第十条の六に規定する資産である場合には、資産再評価法第四十二条第四項本文に規定する減価の価額を加算した金額）とする。

前項の補償金の額は、名義のいかんにかかわらず、土地等の収用の対価たる金額をいうものとし、収用に際して交付を受ける移転料その他当該土地等の収用の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

第十五条 基準日において法人の有する土地等が土地収用法等の規定に基づき収用された場合においては、当該法人は、当該土地等について、基準日に帳簿価額があるか

否とにかかわらず、又、資産再評価法の規定により再評価を行つたか否とにかかわらず、当該収用の日の属する事業年度開始の日現在において再評価を行うことができる。

前項の規定による再評価については、これを資産再評価法第十三条の二第二項の規定による再評価とみなして同法の規定を適用する。但し、左の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。

一 前項の規定による再評価の再評価額の限度額は、資産再評価法の規定にかかわらず、当該法人が当該土地等の収用に因り交付を受けるべき補償金の額とする。

二 当該土地等について資産再評価法第四十条第二項各号の一に該当する事由があり、且つ、当該土地等について同法の規定により再評価を行つた場合において同項の規定により帳簿価額に加算された金額がある場合における前項の規定による再評価の再評価差額については、当該各号に掲げる金額からその加算された金額を控除した金額を当該再評価の再評価日の直前における当該土地等の帳簿価額に加算した金額をもつて当該土地等の同条第一項に規定する帳簿価額とみなして、同項の規定を適用する。

三 当該土地等のうち基準日に帳簿価額がないもの（資産再評価法第七条各号に掲げる資産を除く。）については、前項の規定により再評価の再評価差額について、第十三条第三項の規定を準用する。

四 前項の規定による再評価を行つた法人が資産再評価法第四十五条の二第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該再評価の再評価日を含む事業年度の終了の日から二月以内とする。

前条第二項の規定は、前項第一号の補償金の額について、これを準用する。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第十四条及び第十五条の規定は、昭和二十六年一月一日以後土地等の収用があつた場合について適用する。

3 法人が昭和二十六年一月一日からこの法律施行前に終了した事業年度の終了の日までの間において土地収用法等の規定に基づき収用を受けた土地等について改正後の租税特別措置法第十五条第一項の規定により再評価を行つた場合においては、当該法人が資産再評価法第四十五条の二第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、改正後の租税特別措置法第十五条第二項第四号の規定にかかわらず、この法律施行の日から二月以内とする。

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案

租税債権及び貸付金債権以外の  
国の債権の整理に関する法律  
(目的)

第一条 この法律は、租税債権及び  
貸付金債権以外の国の債権で、そ  
の債務者が無資力のため当該債権  
に係る収入金を納付することが著  
しく困難であると認められるもの  
の処理を適切ならしめることを目  
的とする。

(定期貸又はすえ置貸としての整  
理)

第二条 各省各庁の長(財政法(昭  
和二十二年法律第三十四号)第二  
十条第二項に規定する各省各庁の  
長をいう。以下同じ)又はその委  
任を受けた官吏(以下「各省各庁  
の長等」という。)は、租税債権及  
び貸付金債権以外の国の債権で、  
その債務者が無資力のため当該債  
権に係る収入金を納付することが  
著しく困難であると認められるも  
のがあるときは、当該債権を分割  
して定期に返済させる貸付金債権  
(以下「定期貸債権」という。)又は  
債務者の資力が回復した時に返  
済させる貸付金債権(以下「すえ  
置貸債権」という。)とすることが  
できる。

(引継)

第三条 各省各庁の長等は、前条の  
規定により国の債権を定期貸債権  
又はすえ置貸債権としたときは、  
政令で定めるところにより、当該  
債権を大蔵大臣に引き継がなけれ  
ばならない。

2 前項の場合において、当該債権  
が特別会計に属するものであると  
きは、各省各庁の長等は、前項の

規定にかかわらず、当該債権を大  
蔵大臣に引き継がないことができ  
る。

(管理)

第四条 大蔵大臣は、前条第一項の  
規定により定期貸債権又はすえ置  
貸債権を各省各庁の長等から引き  
継いだときは、政令で定めるとこ  
ろにより、当該債権を管理しなけ  
ればならない。

2 前条第二項の規定により引継を  
しない特別会計に属する定期貸債  
権又はすえ置貸債権は、当該特別  
会計を管理する各省各庁の長が管  
理しなければならない。

(管理の事務の委任)

第五条 前条の規定により定期貸債  
権又はすえ置貸債権を管理する者  
(以下「管理者」という。)は、当  
該債権の管理に関する事務の一部  
を他の官吏に委任することができる。  
(条件の変更)

(条件の変更)

第六条 管理者は、その管理に係る  
定期貸債権又はすえ置貸債権につ  
いて、債務者の資力が回復し、又  
はその資力の状況が悪化した場合  
において、当該債権を保全し、及  
び当該債権に係る収入金の納付を  
容易ならしめるため必要があると  
認められるときは、その貸付の条  
件を変更することができる。

(債務の免除)

第七条 管理者は、その管理に係る  
定期貸債権又はすえ置貸債権が、  
左の各号に掲げる場合に該当し、  
且つ、その債務者の資力が回復の  
見込がないと認められるときは、

当該債権について、その債務者の  
債務を免除することができる。

一 定期貸債権にあつては、最後  
の返済の期日から十年を経過し  
た場合

二 すえ置貸債権にあつては、す  
え置貸にした日から二十年を経  
過した場合

附 則

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 租税外諸収入金整理に関する法  
律(明治四十四年法律第五十八号)  
は、廃止する。

3 この法律施行の際現に旧租税外  
諸収入金整理に関する法律(以下  
「旧法」という。)の規定により定  
期貸又はすえ置貸とされている債  
権は、第二条の規定により定期貸  
債権又はすえ置貸債権にされたもの  
とし、第七条の規定の適用につい  
ては、当該債権が旧法の規定によ  
り定期貸又はすえ置貸とされた日  
において、第二条の規定により定  
期貸債権又はすえ置貸債権とされ  
たものとみなす。

4 この法律施行の際現に旧法の規  
定により都道府県知事が管理して  
いる定期貸又はすえ置貸の債権  
は、第三条第一項の規定により大  
蔵大臣に引き継がれたものとす  
る。

5 経済安定本部設置法(昭和二十  
四年法律第六十四号)の一部を  
次のように改正する。

附則第二項中「政府契約の支払遅  
延防止等に関する法律(昭和二十四  
年法律第二百五十六号)」

「政府契約の支払遅延防止等に関  
する法律(昭和二十四年法律第  
二百五十六号)及び貸付金債権以外の  
租税債権及び貸付金債権以外の  
国の債権の整理に関する法律  
(昭和二十六年法律第 号)」  
に改める。